令和９・１０年度
建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領（随時受付）

令和９・１０年度において、東京たま広域資源循環組合が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査等の委託並びに修繕の請負契約をいう。）の競争入札に参加を希望する者は、次のとおり申請してください。

第１　申請資格及び注意事項

１．申請資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当する者は、この申請をすることができません。

（２）申請日の属する月の初日（以下「審査基準日」という。）現在までに申請しようとする業種の営業年数が引き続き１年以上経過していない者は、この申請をすることができません。ただし、法人の場合においてその代表者が個人事業主として１年以上同一の事業に従事している場合は、申請することができます。

（３）審査基準日現在、法人にあっては法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税、地方消費税に、個人にあっては所得税、個人事業税、消費税、地方消費税に未納がある者は、この申請をすることができません。

（４）次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人または入札代理人として使用する者は、この申請をすることができません。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

（５）次のいずれかに該当するときは、この申請をすることができません。

ア　申請者若しくは申請者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が申請者の経営に実質的に関与しているとき。

イ　申請者又は申請者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

ウ　申請者又は申請者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ　申請者又は申請者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ　申請者又は申請者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

（６）次のいずれかに該当するときは、当該業種の申請をすることができません。

ア　工事を申請する者で、審査基準日現在、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づく建設業の許可を受けていない者

イ　工事を申請する者で、同法第２７条の２３第１項の規定に基づく経営事項審査の総合評定値が、申請時現在において得られない者

ウ　測量を申請する者で、測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者

エ　建築設計を申請する者で、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていない者

２．注意事項

（１）この申請により競争入札参加資格を認定する期間は、受付日から（令和９年４月１日までの受付分は令和９年４月２日から）令和１１年３月３１日までです。

（２）申請書類に不備があった場合は、受付できません。本要領を熟読し、必要書類の確認をお願いします。

（３）申請（提出）書類に虚偽の記載をした場合は、競争入札参加資格を得られない場合や、東京たま広域資源循環組合が定める期間、競争入札への参加ができない場合があります。

（４）業務等に関し不正又は不誠実な行為があった場合は、指名停止を行うことがあります。また、地方自治法施行令第１６７条の４第２項に該当すると認められる場合は、３年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがあります。

（５）有資格者になったことで、必ず指名を受けられることを約束するものではありません。

第２　申請方法及び申請書類

１．申請方法

（１）受付方法

原則として郵送またはこれに類するものによる受付

（２）郵送先

〒１９０－０１８１

東京都西多摩郡日の出町大字大久野７６４２番地

東京たま広域資源循環組合総務課　契約担当　宛

※封筒の表に「入札参加資格審査申請書在中」と赤字で記入してください。
※提出書類の内容について、後日確認をする場合がありますので、担当者を明らかにしてください。
※提出書類に不備のないよう確認のうえ提出してください。不備のある申請は受付をせず、料金着払いにて返送しますので予めご了承ください。

２．申請書類

申請書類は、審査基準日現在で記入してください。審査対象営業年度は、審査基準日の直前に終了した営業年度とします。

申請書類名	注意事項等
受付票返信用封筒	書類審査後、当組合から受付票をお返しするための返信用封筒をご用意ください。 ※返送先の郵便番号、所在地、商号または名称、担当者名を記入してください。 ※必ず**返信用切手を貼付**してください。
●令和９・１０年度建設工事等入札参加資格審査申請書受付票	・指定様式 ※両面印刷してください。
●令和９・１０年度建設工事等入札参加資格審査申請総括表	・指定様式
●令和９・１０年度建設工事等入札参加資格審査申請書	・指定様式
●営業概要	・指定様式
登記簿謄本（写し可）	・法人は法務局長等の発行する商業登記簿謄本 ・個人で商号を用いる場合は商号登記簿謄本 ※現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書でも可。 ※発行日が申請日から3か月以内であるものに限る。
身分証明書（写し可） ※個人で営業している場合のみ。	・本籍地の市区町村長の発行する身分証明書 ※発行日が申請日から3か月以内であるものに限る。
経営事項審査結果通知書（写） ※工事を申請する者のみ。	工事を申請する場合は必ず提出願います。 ※審査申請後、最新のものが届いてない場合は、直近のもので代用し、届き次第、要追加提出

●印が付いた書類は、東京たま広域資源循環組合ホームページ（https://www.tama-junkankumiai.com/jigyosya）から指定様式をダウンロードしてご使用ください。

<table>
<tr><th>申請書類名</th><th>注意事項等</th></tr>
<tr><td>印鑑証明書(正本)</td><td>・代表者の印鑑証明書
・法人は法務局長の発行する印鑑証明書
・個人で商号を用いる場合は住所地の市区町村の発行する印鑑証明書
※発行日が申請日から3か月以内であるものに限る。
<u>※建設工事等、物品買入れ等の両方を申請する場合は、どちらか一方は写し可</u></td></tr>
<tr><td>●使用印鑑届</td><td>・指定様式
※使用印鑑は、代表者を特定できるものに限る。

【例】株式会社循環組合　代表取締役　たま太郎　の場合<table><tr><td>使用を認める印影</td><td>【例1】株式会社循環組合　代表取締役之印
【例2】たま太郎</td></tr><tr><td>使用を認めない印影</td><td>【例1】株式会社循環組合之印
<u>※会社印・社判は不可。</u></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>●委任状</td><td>・指定様式
見積、入札、契約、代金の請求及び受領の権限を代理人に委任する場合のみ必要。ただし、委任期間は令和11年3月31日まで。
※代理人は、申請者の役員又は営業所等の長に限る。
※入札代理人ではありません。
※委任事項の追加または削除はできません。

【例】株式会社循環組合　日の出支店長　たま次郎の場合<table><tr><td>使用を認める印影</td><td>【例1】株式会社循環組合　日の出支店長之印
【例2】たま次郎</td></tr><tr><td>使用を認めない印影</td><td>【例1】株式会社循環組合　日の出支店之印
<u>※組織印は、代理人印としての使用不可。</u></td></tr></table></td></tr>
</table>

●印が付いた書類は、東京たま広域資源循環組合ホームページ(https://www.tama-junkankumiai.com/jigyosya)から指定様式をダウンロードしてご使用ください。

<table>
<tr><th>申請書類名</th><th>注意事項等</th></tr>
<tr><td>納税証明書（写し可）
※すべて、発行日が申請日から3か月以内のものに限る。

【注】例年、提出漏れが非常に多くなっています。必ず、国税分及び都道府県税分の両方をご用意ください。</td><td>
1．法人の場合
<table>
<tr><th colspan="2">必要な書類</th></tr>
<tr><td>国　　税</td><td>本店の法人税、消費税及び地方消費税
・「税務署発行の納税証明書（その3の3）」</td></tr>
<tr><td>都道府県税</td><td>本店（代理人を置いている場合は代理人）の所在都道府県の法人事業税・法人都道府県民税
・都道府県税務事務所発行の「法人事業税・法人都道府県民税に係る納税証明書」</td></tr>
</table>
※いずれも、審査対象事業年度（直近1年間の決算）に係るもの。
※決算期を変更している場合は、通算1年以上必要。

2．個人の場合
<table>
<tr><th colspan="2">必要な書類</th></tr>
<tr><td>国　　税</td><td>所得税、消費税及び地方消費税
・「税務署発行の納税証明書（その3の2）」</td></tr>
<tr><td>都道府県税</td><td>個人事業税
個人事業税に係る納税証明書</td></tr>
</table>
※直近1年間の営業に係るもの。
</td></tr>
<tr><td>財務諸表（写し可）
※工事のみを申請する場合は不要（経営事項審査結果通知書（写）で代用します）。</td><td>
<table>
<tr><td>法　人</td><td>審査対象事業年度（直近1年間の決算）による貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
※決算期を変更している場合は通算1年以上必要。</td></tr>
<tr><td>個　人</td><td>直近1年間の営業に係る貸借対照表及び損益計算書</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>申請書類名</th><th>注意事項等</th></tr>
<tr><td>登録証明書等（写し可）</td><td>
<table>
<tr><td>工　　事</td><td>建設業許可証明書
または通知書（必須）</td></tr>
<tr><td>建　　築
設　　計</td><td>建築士事務所登録証明書
または通知書（必須）</td></tr>
<tr><td>土　　木
設　　計</td><td>建設コンサルタント登録証明書
または通知書</td></tr>
<tr><td>測　　量</td><td>測量業者登録証明書
または通知書（必須）</td></tr>
<tr><td>地質調査</td><td>地質調査業者登録証明書
または通知書</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>業務経歴書</td><td>・過去2年間の主な完成工事（業務）実績について、契約件名、契約金額、着手及び完了年月日、発注者等を記載したもの

※事業者としてのPR資料としての位置付けですが、提出は<u>任意</u>です。
※A4判で作成してください。
※多数ある場合は、代表的なものに限ってください。</td></tr>
</table>

３．申請書類記入上の注意事項

（１）受付票（**必ず両面で印刷してください。**）

ア　営業種目番号

希望する営業種目を、別表の分類により番号で記入してください。

イ　その他

必要な事項を記入するとともに、実印等を必ず押印してください。

変更後の欄及び※印の欄は記入しないでください。

（２）総括表

ア　本社

（ア）商号又は名称

会社の商号又は名称を記入してください。

（イ）法人番号

「行政機関における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律（番号法）」に係る１３桁の番号を記入してください。

（ウ）代表者職名

代表権のある役員の職名を記入してください。

（エ）代表者氏名

代表権のある役員の氏名を記入してください。

イ　委任を受ける支店又は営業所等（代理人）

（委任状を提出する場合のみ記入してください。）

（ア）受任先の名称

代理人のいる支店又は営業所等の名称を記入してください。

（例：東京支店）

（イ）受任者の職名

代理人の職名を記入してください。（例：東京支店長）

（ウ）受任者の氏名

代理人の氏名を記入してください。

（エ）郵便番号、所在地（住所地）、電話番号及びＦＡＸ番号等

代理人のいる支店又は営業所等について記入してください。

ウ　本社･委任を受ける支店又は営業所以外で連絡先として希望する支店又は営業所等

指名通知などの連絡先として本社もしくは委任を受ける支店等以外で希望する支店等がある場合に、支店等の名称及び電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス等を記入してください。

エ　資本金

登記簿上の資本金額等を記入してください。ただし、工事を申請する者は、経審の資本金額を記入してください。

＜参考＞　株式会社・有限会社…登記簿上の資本金額

合名会社・合資会社…貸借対照表の資本金額

財団法人・社団法人…貸借対照表の基本金額

社会福祉法人…基本財産（貸借対照表の基金）

特定非営利活動法人…貸借対照表の正味財産の金額

個人…貸借対照表の元入金

オ　自己資本金

審査対象営業年度の貸借対照表に基づき記入してください。ただし、工事を申請する者は、経審の自己資本額を記入してください。

【法人の場合】自己資本＝貸借対照表の「純資産合計額」

【個人の場合】自己資本＝元入金＋本年利益＋事業主借－事業主貸

カ　法人（個人）事業税納税額

審査対象営業年度の納税額を千円単位（千円未満切り捨て）で記入してください。

キ　総従業員数

下記（４）営業概要の総従業員数（派遣社員、出向社員、パート、アルバイト等を含まない。）を記入してください。

ク　営業年数

下記（４）営業概要の営業年数を記入してください。

ケ　直近の決算期間

審査基準日の直近の決算期間を記入してください。

コ　申請営業種目

申請する営業種目の番号に○を付けてください。また、主たる業種（専業業種）には◎を付けてください。

（３）建設工事等入札参加資格審査申請書

必ず本店名義で申請してください。

（４）営業概要

ア　営業年数

法人の場合は登記年月日から、個人の場合は創立年月日から審査基準日までの営業年数を記入してください。１年未満は切り捨ててください。ただし、工事を申請する者は、経審の営業年数を記入してください。

イ　従業員数

審査基準日現在の従業員数は、技術及び事務関係に分けて記入してください。技術関係職員の内訳については、工種ごとに有資格者の数を記入してください。１人で複数工種の資格を有する場合には、重複計上してください。カッコ内には、監理技術者の数を記入してください。

ウ　営業種目別年間完成工事高

経審結果通知書の年平均完成工事高合計を営業種目ごとに、官公庁・民間別に記入してください。申請種目以外がある場合は、「その他」の項目を設けて数字を整理してください。

注　総完成工事額の合計は、経審結果通知書の年間平均完成工事高合計と必ず整合させてください。なお、経審のない別表営業種目３０番～３３番の場合は、審査対象営業年度の売上額を記入してください。

注　決算期間の変更に伴い、直近の決算期間が１年に満たない場合、当該期間

の月数で除して１２を乗じたものを記入してください。

エ　最高完成工事経歴

申請日を基準として過去２年間に施工した完成工事（業務）のうち、１件の契約金額が最も高いものを営業種目ごとに官公庁・民間別に記入してください。

第３　その他

１　必要書類の欠落や記入事項に不備がある場合は受付できませんので、内容をよく確認してから提出してください。

２　申請に虚偽の記載や添付書類等に虚偽の記載があったと判明したときは、資格を取り消します。また申請内容に重大な誤りがあった場合についても虚偽申請とみなして資格を取り消す場合がありますので、十分注意してください。

３　東京たま広域資源循環組合管理者が必要と認めた場合、申請者等への事情聴取や追加資料を求めることがあります。

４　この申請を受理されたことにより、必ずしも指名を受けられるものとは限りません。

５　資格審査申請書を提出した後、申請書類に記入した事項（名称、代表者、印鑑（使用印鑑を含む。）、資本金、所在地、電話番号等）が変更になった場合は、すみやかに変更届を提出してください。届出を怠ると契約できないことがあります。

６　経審結果通知書（写）については、資格審査申請後においても有効期限切れがないよう、更新した場合は最新の通知書（写）をすみやかに提出してください。期限切れの場合、指名を受けることができませんので十分ご注意ください。

ただし、資格審査申請後で最新の通知書が届いていない場合は、これに代えて直近のものを提出し、最新のものが届き次第、追加提出してください。

７　当組合への入札参加資格申請にあたっては、東京電子自治体共同運営サービスは利用できません。

別表

営業種目（発注工事名）		許可証明書を提出しなければならない建設業の種類（略号）	経審結果通知書の写しを提出しなければならない建設業の種類（略号）
０１	道路舗装工事	ほ	土・ほ
０２	橋りょう工事	土	土
０３	河川工事	土	土
０４	水道施設工事	水	土・水
０５	下水道施設工事	土・水	土・ほ・水
０６	一般土木工事	土・と	土・と・ほ・水
０７	建築工事	建	建
０８	電気工事	電	電
０９	給排水衛生工事	管	管
１０	空調工事	管	管・機
１１	造園	園	園
１２	運動場施設	土・と	土・と
１３	消火設備	消	管・機・通・消
１４	電話・通信	通	通
１５	一般塗装	塗	塗
１６	防水	左・防	左・防
１７	ポンプ据付け	機・井	機・井
１８	水処理装置	機・水・清	機・水・清
１９	焼却設備	タ・機・清	タ・機・清
２０	エレベーター	機	機
２１	ばっ気槽散気設備工事	機・水	機・水
２２	汚泥脱水設備工事	機・水	機・水
２３	機械器具設置	機	機
２４	その他の工事		

３０	測量	測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項の規定に基づく測量業者の登録
３１	建築設計	建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定に基づく建築士事務所の登録
３２	土木設計	－
３３	地質調査	－

注1　表の中欄及び右欄に略号が２種類以上示されている場合は、いずれか１種類について建設業の許可及び経営に関する事項の審査を受ければよいものとする。

注2　表の左欄の「その他の工事」とは、同欄に掲げる工事以外の建設工事をいうが、これについては、それぞれ工事の種類に見合った建設業法別表の下欄に掲げる建設業の許可及び経営に関する事項の審査を受ければよいものとする。

（注）表の中欄及び右欄に示された略号は、次の建設業の種類を表したものである。

略　号	建設業の種類	略　号	建設業の種類
土	土木工事業	板	板金工事業
建	建築工事業	ガ	ガラス工事業
大	大工工事業	塗	塗装工事業
左	左官工事業	防	防水工事業
と	とび・土工工事業	内	内装仕上工事業
石	石工事業	機	機械器具設置工事業
屋	屋根工事業	絶	熱絶縁工事業
電	電気工事業	通	電気通信工事業
管	管工事業	園	造園工事業
タ	タイル・れんが・ ブロック工事業	井	さく井工事業
鋼	鋼構造物工事業	具	建具工事業
筋	鉄筋工事業	水	水道施設工事業
ほ	ほ装工事業	消	消防施設工事業
しゅ	しゅんせつ工事業	清	清掃施設工事業

【 提出書類チェックリスト 】

（ 下線を付した書類は、当組合指定様式を使用すること。 ）

□　返信用封筒

□　建設工事等入札参加資格審査受付票**（両面印刷）**

□　建設工事等入札参加資格審査申請総括表

□　建設工事等入札参加資格審査申請書

□　営業概要

□　登記簿謄本（写し可。発行日が申請日から３か月以内であるもの）

※　個人で商号を用いる場合にあっては、商号登記簿謄本。

□　身分証明書（写し可。発行日が申請日から３か月以内であるもの）

※　個人の申請者のみ。

□　経営事項審査結果通知書（写）

※　工事を申請する場合のみ。

□　印鑑証明書（**正本**。発行日が申請日から３か月以内であるもの）

※　建設工事等、物品買入れ等の両方を申請する場合は、どちらか一方は写し可

□　使用印鑑届

□　委任状

※　見積、入札、契約、代金の請求及び受領の権限を代理人に委任する場合のみ。

□　納税証明書（写し可。発行日が申請日から３か月以内であるもの

①　法人税（所得税）と消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書その３の３（その３の２）

②　法人（個人）事業税と法人都道府県民税は、都道府県税事務所発行の納税証明書

□　財務諸表（写し可。審査対象営業年度の決算に関するもの）

※　工事を申請する者は**不要**。

□　登録証明書（写し可）

①　工事を申請する者は、建設業許可証明書または通知書（**必須**）

②　測量を申請する者は、測量業者登録証明書または通知書（**必須**）

③　建築設計を申請する者は、建築士事務所登録証明書または通知書

④　土木設計を申請する者は、建設コンサルタント登録証明書または通知書

□　業務経歴書（指定様式なし。任意提出）

最近２年間の主な完成工事（業務）実績について、契約件名、契約金額、着手日及び完了日、発注者等を記載したもの。